

五戸町多目的グラウンド管理維持基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、五戸町多目的グラウンドの施設及び附属設備の維持管理に必要な事項を定め、施設の安全性、機能性及び快適性を確保することを目的とする。

（基本方針）

第2条 指定管理者は、施設を常に良好な状態に保持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、日常点検、定期点検、清掃、保守、軽微な修繕その他必要な管理を行うものとする。

2 指定管理者は、人工芝、照明設備、排水施設、フェンス、出入口、備品その他の施設又は附属設備について、破損、劣化、異常又は危険を早期に発見し、必要な措置を講ずるものとする。

（管理維持の対象）

第3条 管理維持の対象は、次に掲げるものとする。

- （1） 人工芝及びグラウンド表面
- （2） 照明設備及び電気設備
- （3） 排水施設及び側溝その他の排水関係設備
- （4） フェンス、門扉、出入口及び立入防止設備
- （5） 観覧スペース、ベンチその他附帯部分
- （6） 備品及び貸出器具
- （7） その他教育委員会が必要と認めるもの

（日常点検）

第4条 指定管理者は、原則として開場前又は使用前に、次に掲げる事項を確認するものとする。

- （1） 人工芝の浮き、剥離、破損、著しい摩耗及び異物の有無
- （2） ライン、継ぎ目、段差その他転倒又はけがのおそれの有無
- （3） 照明設備、電気設備及び操作盤の異常の有無
- （4） フェンス、門扉、出入口及び施設設備の異常の有無
- （5） 排水不良、冠水、ぬかるみその他使用上の支障の有無
- （6） 備品の不足又は破損又は安全上の支障の有無
- （7） 施設周辺のごみの有無その他美観上の支障の有無
- （8） 冬期間にあっては、積雪、凍結その他安全な利用に支障を及ぼすおそれの有

無

- 2 指定管理者は、共用施設について、協定その他の関係書面で定める範囲において、通行経路、駐車場の利用状況、トイレの利用可能状況その他安全な利用に必要な事項を確認するものとする。

(使用後の確認)

第5条 指定管理者は、使用後に施設の状況を確認し、破損、汚損、備品の不足その他異常を発見したときは、必要な措置を講ずるとともに、教育委員会に報告するものとする。

- 2 共用施設に異常、破損又は利用上の支障を発見した場合は、指定管理者は、必要に応じて利用者への注意喚起、立入り又は利用の制限その他必要な一次対応を行うとともに、速やかに教育委員会及び学校関係者へ連絡するものとする。

(定期管理)

第6条 指定管理者は次に掲げる定期管理を、施設の状況及びメーカー保守基準を踏まえ、計画的に実施するものとする。

- (1) 人工芝のブラッシング、ごみ除去、充填材の状況確認その他必要な管理
- (2) 照明設備、電気設備及び操作設備の動作確認
- (3) 排水施設、側溝及び排水口の点検及び操作
- (4) フェンス、門扉、出入口及び固定設備の点検
- (5) 備品及び貸出器具の点検、整理及び補充
- (6) 案内表示、安全表示その他の表示物の確認及び更新

- 2 指定管理者は、冬期間において、積雪、凍結その他の気象条件に応じ、安全確保及び施設保全のために必要な対応を行うものとする。

- 3 指定管理者は、専門的な保守点検を必要とする設備について、教育委員会の承認を受けた上で、必要に応じて専門業者による点検を実施するものとする。

(使用制限及び利用停止)

第7条 指定管理者は、次に掲げる場合その他施設又は附属設備の管理上、安全な利用が困難と認める場合は、施設の全部又は一部の利用を中止し、停止し、又は制限することができる。

- (1) 点検、清掃、修繕その他施設管理上必要な作業を行うとき。
- (2) 施設又は附属設備の劣化その他の事情により、計画的な修繕、工事その他の措置を要するとき。

- 2 前項第2号に規定する計画的な修繕、工事その他の措置に伴うものを除き、施設又

は附属設備の異常、事故又は急病、荒天、災害、熊等危険動物の出没その他の緊急事態に伴う利用中止、利用停止又は利用制限については「五戸町多目的グラウンド緊急時対応基準」の定めるところによる。

- 3 指定管理者は、第1項又は前項の措置を講じたときは、利用者への周知は「五戸町多目的グラウンド緊急時対策基準」第11条の定めるところにより、教育委員会への報告については、同基準第12条の定めるところによる。

(共用施設に関する取扱い)

第8条 共用施設の利用可能時間、使用区域、鍵及び施錠、駐車場の管理、事故時の連絡、破損時の負担、避難経路その他必要な事項は、町、学校法人及び高等学校との協定その他の関係書面により定めるものとする。

- 2 指定管理者は、共用施設の利用に関して利用者へ必要な案内及び注意喚起を行い、学校関係者の教育活動及び安全管理に支障を生じさせないように努めるものとする。
- 3 指定管理者は、共用施設に係る事故、苦情、破損、利用制限その他の事案が発生した場合は、教育委員会及び学校関係者と情報を共有し、協議結果に基づき対応するものとする。

(修繕及び異常時の対応)

第9条 指定管理者は、施設又は附属設備に重大な破損、故障その他の異常を発見した場合は、応急措置を講じた上で、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(記録及び報告)

第10条 指定管理者は、日常点検、定期点検、清掃、保守、修繕、使用制限及び利用停止の実施状況を記録し、適切に保存しなければならない。

- 2 前項の記録には、実施日時、実施者、点検内容、異常の有無、対応内容、教育委員会への報告の有無その他必要な事項を記載するものとする。
- 3 指定管理者は、教育委員会から提出を求められた場合は、前2項の記録を速やかに提出しなければならない。

附 則

この基準は、令和9年4月1日から施行する。